

金融審議会第二部会 提出資料

anicom(動物健康促進クラブ)

理事長 小森 伸昭

1. 共済会の概要

名 称 : anicom (動物健康促進クラブ)

代 表 者 名 : 理事長 小森伸昭

本 部 所 在 地 : 東京都新宿区下落合 2-3-18 SKビル 5F

事 業 設 立 年 月 日 : 2000 年 12 月 1 日 (アニコムクラブ設立 2000 年 4 月 1 日)

共 済 実 施 団 体 の 形 態 : 動物愛護という共通の目的を持つものが設立した組合。

会 員 資 格 : 動物愛護の精神を有する者。(入会金 3 千円)

契 約 者 数 : 約 110,000 頭

募 集 形 態 : ホームページ、動物病院、ペットショップ、等による募集

2. 共済会を立ち上げるに至った経緯

アニコム創業期メンバーは、理事長の小森をはじめ保険会社の出身である。既存の保険会社でペット保険を販売する困難さはこれまでの歴史が物語っていた。ついては、第一歩として共済事業での活動を決意したもの。

3. 主な取扱制度の内容

制 度 名 : どうぶつ健康保障共済制度

加 入 動 物 の 種 類 : 犬、猫、鳥、ウサギ、フェレットなどペットとして飼育されているコンパニオン・アニマル

加 入 対 象 年 齢 : 犬・猫 8 歳 11 ヶ月まで
鳥、ウサギ、フェレット 5 歳 11 ヶ月まで
(いずれも新規加入時。加入後は終身継続可能。)

保 障 内 容 : 急激且つ偶然な外来の事故及び疾病によって加入動物に治療が生じた場合、当該治療費に対し給付金を支払う。

月 掛 け 金 : 約 2 千円 / 月

保 障 期 間 : 1 年間

最 大 保 障 限 度 額 : 通院 20 万円 (年間 20 日まで。1 日あたり 1 万円限度。)
入院 20 万円 (年間 20 日まで。1 日あたり 1 万円限度。)
手術 20 万円 (年間 2 回まで。1 回あたり 10 万円限度。)

自 動 更 新 の 有 無 : 有

直 近 の 年 間 共 済 掛 金 : 約 25 億円 (今年度予測)

4. 共済掛け金の運用方法、責任準備金、再共済の状況

(1) 共済掛け金の運用方法

運用すべきレベルの資産額に至っていないこともあり、積極的運用はせずに普通預金等にて留保。

(2) 責任準備金

実際の支払実績に応じた計算方法により、責任準備金の引き当てを実施。

(3) 再共済

ロンドンへ再保障委託 (EXCESS OF LOSS COVER) を行っている。

5. 情報開示の状況

自社ホームページに BBS (掲示板サービス) を設けており、お客様からのご意見・ご質問・苦情などを随時受付および回答可能なようにしている。その質疑応答の全てを WEB 上で公開し、削除することなくより透明性の高い、開かれた制度運営を目指している。

また、コールセンターの風景も web カメラにて公開。

会計面では、預かり掛け金や給付金などの運営状況を自社ホームページにて開示している。

6. 「論点整理」に対する意見・要望

(1) 共済が、保険業法の免許を取得して保険会社になるプロセスについて、更なる審議をお願いするものである。その点についての論点を整理・説明願いたい。

(2) 「最低資本金 10 億円」(保険業法第 6 条及び施行規則第 2 条の 2) 及び「ソルベンシー・マージン比率 200% 以上」(平成 11 年金融監督庁・大蔵省告示第 3 号) を、初年度以降 5 年間維持するには

収入保険料が極めて少ないか

膨大な資本力を保持していなくてはならない。

つまり、収入保険料が極めて少ない場合は、保険会社化等は考え難いと思われる。

又、膨大な資本力を保持するにしても、保険業法施行規則第 10 条の 3 で、生命保険で 10 年以内、損害保険で 5 年以内に単年度利益を求めているように、保険業は初年度及び 2 年度の責任準備金負担が極めて重く、利益を生むまでに時間が掛かり、出資者を募るのが容易ではない。

保険業法第 113 条で「保険会社の成立後の最初の 5 事業年度の事業費に係る金額・・・を、貸借対照表の資産の部に計上することができる。」と定めているのは、損益を平準化させて資本金を集め易くしているものと思われる。

これらの点を十分考慮した、新規参入免許基準を設けて頂けなければ、「共済を保険会社に転換させる道」は拓けないと思料する。

ちなみに、海外諸国では、最低資本金を保険種目別、営業地域別に定めている国、全国展開でも金額を低く定めている国も多い。(単種目であれば、メキシコやイタリアは 70 百万円、ブラジルはサンパウロ州のみであれば 85 百万円、ニューヨーク州は 50 百万円が最低資本金

である。)

当該保険種目の国民経済に及ぼす影響度合いを考慮頂いた上での基準作りを目指して頂きたい。